

令和8年度住家被害認定調査研修会業務委託に係る質問及び回答について

質問	回答
<p>1. 仕様書内「3委託業務の内容」のうち「ア」について、「等」との記載があるが、どのような方を想定しているか。</p>	<p>1. 記載のとおり、富山県職員、市町村防災担当部局職員の受講を想定しておりますが、市町村によっては税務担当部局が住家被害認定を行っている場合もありますので、「等」としています。</p>
<p>2. 仕様書内「3委託業務の内容」のうち「ア」について、受講者の習熟度については、どの程度の方を想定しているか。また、何名程度の受講を想定しているか。</p>	<p>2. 災害対応未経験者から住家被害認定調査の経験者まで幅広い方を想定しています。受講者数は最大50名程度を想定しています。</p>
<p>3. 仕様書内「3委託業務の内容」のうち「イ」について、「3DのCG画像や模型家屋を用いた実践的な研修」とあるが、実践的な研修の提供が可能であれば、「3DのCG画像」や「模型家屋」を用いることが必須ではないという認識でよいか。</p>	<p>3. 実践的な研修の内容として、3DのCG画像や模型家屋を用いたものを想定しておりますが、その他の形で実践的な研修をご提案いただいて構いません。</p>
<p>4. 仕様書内「3委託業務の内容」のうち「イ」について、「3DのCG画像や模型家屋を用いた実践的な研修」とありますが、どの調査を前提としたものを想定しているか（地震か水害か、1次調査か2次調査か、木造か非木造か、戸建住家か集合住家か、など）。</p>	<p>4. 地震木造第1次調査＋第2次調査、地震非木造第1次調査、水害第1次調査を想定しておりますが、各々の講習に要する時間やスケジュールとの関係で変更する可能性があります。</p>
<p>5. 仕様書内「3委託業務の内容」のうち「イ」及び「ウ」について、国が策定する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改正がされる場合には、おおむね5月</p>	<p>5. 令和7年7月発行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく内容でご準備いただいて構いません。なお、改正時期によって調整を依頼する可能性があります。</p>

<p>下旬（令和7年度改正は7月）であるが、本件委託業務にあたっては、取り急ぎ、令和7年7月改正反映後の内容で準備して差し支えないか。</p>	<p>す。</p>
<p>6. 仕様書内「3 委託業務の内容」のうち「ウ」について、実施想定会場と記載のある「富山県防災危機管理センターの研修室」の寸法や備品（机や椅子等）の配置は。</p>	<p>6. 3-A、3-B、3-Cから2つを一体利用もしくは、5-B、5-Cの一体利用を想定しています。机や椅子等の配置については必要に応じて変更可能です。 なお、研修室の利用料金は受託者に負担いただく必要はありません。 研修室の面積等は以下からご確認ください。 https://www.pref.toyama.jp/documents/28905/shiyoryo_1.pdf</p>
<p>7. 仕様書内「3 委託業務の内容」のうち「ウ」について、研修の開始時間及び終了時間の想定は。</p>	<p>7. 開始時刻 9:30、終了時刻 16:30 を想定しております。 ※休憩時間を含みます。</p>
<p>8. 仕様書内「3 委託業務の内容」のうち「エ」について、「必要なスタッフを確保し」とあるが、具体的な業務範囲はどのような想定しているか（例えば、受講者受付などは受託者の対応範囲か）。</p>	<p>8. 例示しておられる受講者の受付は県が行います。受託者の具体的な業務範囲は、研修を行ううえで必要となる研修資機材の配置や、当日の進行など受付以外の研修の運営に要する業務を想定しております。</p>
<p>9. 本研修会の講師は住家被害認定調査の従事経験が必要か。</p>	<p>9. 従事経験があることが望ましいですが、従事未経験でも構いません。</p>